

全国統一標語「消す心 置いてください 火のそばに」

子どもたちが消防体験

春の火災予防運動 (3月1日～7日)



市消防本部は、春の火災予防運動にちなんでPRイベント、「ちびっこ救助隊訓練体験」を3月8日(土)、那覇新都心のサンエー那覇メインプレイスで開催しました。

オープニングでは、関係者あいさつに続いて泊保育所の園児がエイサーを演舞。「火遊びは絶対しません」と大きな声で防火を宣言しました。

イベント広場では、斜めに張ったロープを降下する「ち



防火服姿でカメラにポーズする未来の消防士たち



人形を使って、応急手当を教えてもらう子どもたち

びっこ救助隊」、25メートルまで上昇する「はしご車同乗体験」、防火服と空気呼吸器を身につけて濃煙のテントに入る「けむり体験」で救助訓練にチャレンジ。「一般応急手当体験」では救急救命士から講習を受けました。また、シュミレーターを使った「消火器体験コーナー」、救助服や防火服を着ての「記念撮影」など、会場は終日親子連れでにぎわい、子どもたちは消防体験を楽しみながら防火の心をはぐくみました。



4月から市の組織が変わります 5月から市の事務室(一部)が移ります

市民ニーズに迅速かつ効率的に対応するために4月から、機能面を重視した新しい組織に変わります。また、市民サービスの一層の向上や事務室環境の改善を図ることを目的として、事務室の一部が現在建設中の新都心銘苅庁舎などへ移転します(壺川ビルや拓南第一ビル等からは退去します)。5月から6月初旬にかけて移転し、その後は新しい事務室での業務となります。

○庁舎別配置部署

□本庁舎(泉崎)

・三役・政策調整監・総務部・経営企画部・財務部
・市民文化部の市民部門・健康福祉部・出納室・議会

□新都心銘苅庁舎

・都市計画部・建設管理部・経済観光部・環境部
・男女共同参画室(なほ女性センター)・歴史資料室
・基幹在宅介護支援センター・選挙管理委員会
□プレハブ庁舎(本庁中庭)

・コミュニティ活性化推進室

・NPO活動支援センター・ボランティアセンター
□文教図書旧社屋ビル(泉崎)

・監査委員事務局・土地開発公社

※新しい組織機構図、新都心銘苅庁舎の位置図などの詳しいご案内は、5月号でお知らせ致します。

お問い合わせ

行政経営室

☎861-5033



5月の移転をめざして、建設がすすむ新都心銘苅庁舎

市立病院職員募集

◎放射線技師職に従事する職員の採用試験を次のとおり実施します。

- 1) 業務内容
一般・CT・MRI・アンギオ等の検査、放射線治療
- 2) 受験資格
診療放射線技師資格取得者で、病院で3年以上実務を経験された方

◎医療ソーシャルワーカー職に従事する職員の採用試験を次のとおり実施します。

- 1) 業務内容
病院における医療福祉相談業務
- 2) 受験資格
社会福祉士資格取得者

- 両職とも昭和48年4月2日以降出生した方
- 試験実施日 5月11日(日)
- 提出書類 受験申込書、履歴書、資格免許証の写し
- 受付期間 4月7日(月)～4月25日(金)
(土日祝日を除く)

お問い合わせ・試験案内配付
那覇市立病院事務局管理課 ☎884-5111(内214)

甲種防火管理者資格取得講習会 のお知らせ

日 時	5月21日(水) 受付9:15～9:40 講習9:50～17:00 22日(木) 受付9:00～9:30 講習9:30～17:00
場 所	那覇市民会館中ホール ※駐車スペースが少ないので、公共交通機関をご利用ください。
受講資格	那覇市民または那覇市内の事業所に勤務する者
受付期間	4月21日(月)～定員150名に達し次第終了します。
受付場所	那覇市消防本部予防課予防係 西消防署2階 ※申し込み時には写真(縦2.5cm×横2cm胸から上)を2枚持参すること。 (事務の都合上電話での申し込みはお断りいたします)
受 講 料	受講料は無料です。ただし、講習用テキスト購入代金2,350円必要です。(当日販売)

お問い合わせ
市消防本部予防課 ☎867-0212

ビル管理オーナーの皆様へ～消防法令が改正されました～

平成13年9月1日に発生した東京新宿歌舞伎町火災で、44名の尊い人命を奪った火災を二度と繰り返さないために消防法が改正されました。

- ☆ 階段・廊下・出入口に避難の障害となる物品を置くと、消防法違反となります。(平成14年10月施行)
- ☆ 消防法違反で命令を受けた場合、その旨が公示されます。(平成14年10月施行)
- ☆ 消防機関による措置命令に違反したときは、ビルのオーナー等に最高1億円が科せられることになりました。(平成14年10月施行)
- ☆ 防火管理の徹底を図るため防火対象物定期点検報告制度が新設されました。(平成15年10月施行)
- ☆ 小規模雑居ビルなどは、消防設備の基準が強化されました。(平成15年10月施行)

こんなビルは、火災のとき危険です

- 防火管理者を選任していない。
(那覇市消防本部では年2回防火管理者資格取得講習会を実施しています)
- 共同防火管理協議会を設置していない。
- 自動火災報知設備のベルを止めている。
- 防火戸が閉鎖しない。
- 避難通路がふさがれている。
- 避難訓練をしていない。
- 消防用設備等を点検していない。

お問い合わせ 市消防本部予防課 ☎867-0212